

総社市高圧ガス保安法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第27号

総社市高圧ガス保安法施行規則の一部を改正する規則

総社市高圧ガス保安法施行規則（平成20年総社市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号）第2条の規定により、本市が処理する高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(届出書又は報告書)</p> <p>第4条 法第5条第2項、法第10条第2項、法第10条の2第2項、法第14条第2項及び第4項、法第17条第2項、法第17条の2第1項、法第19条第2項及び第4項、法第20条第1項ただし書、第3項及び第4項、法第20条の4、法第20条の4の2第2項、法第20条の7、法第21条、法第22条第1項第1号及び第2項、法第24条の2第1項及び第2項、法第24条の4第1項及び第2項、法第26条第1項、法第27条の2第5項（法第27条の4第2項、法第28条第3項及び法第33条第3項において準用する場合を含む。）及び第6項（法第27条の3第3項において準用する場合を含む。）、法第35条第1項及び第3項、法第36条第2項、法第39条の11、<u>法第39条の21第1項</u>、法第52条第2項、法第56条の2、法第61条第1項（法第41条第1項に規定す</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、知事の権限に属する事務の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号）第2条の規定により、本市が処理する高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(届出書又は報告書)</p> <p>第4条 法第5条第2項、法第10条第2項、法第10条の2第2項、法第14条第2項及び第4項、法第17条第2項、法第17条の2第1項、法第19条第2項及び第4項、法第20条第1項ただし書、第3項及び第4項、法第20条の4、法第20条の4の2第2項、法第20条の7、法第21条、法第22条第1項第1号及び第2項、法第24条の2第1項及び第2項、法第24条の4第1項及び第2項、法第26条第1項、法第27条の2第5項（法第27条の4第2項、法第28条第3項及び法第33条第3項において準用する場合を含む。）及び第6項（法第27条の3第3項において準用する場合を含む。）、法第35条第1項及び第3項、法第36条第2項、法第39条の11、<u>法第52条第2項</u>、法第56条の2、法第61条第1項（法第41条第1項に規定する容器製造業者に係るもの</p>

改正後	改正前
<p>る容器製造業者に係るものを除く。), 法第63条, 一般高压ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。)第12条第2項第6号, <u>一般則第79条第2項, 一般則第82条第3項, 一般則第94条の7の14第1項</u>, 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。)第77条第2項, <u>液石則第80条第3項, 液石則第92条の7の14第1項</u>, 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。)第43条第3項並びに<u>冷凍則第55条の13第1項</u>の規定による届出書又は報告書は, 消防長を経て市長に提出しなければならない。</p>	<p>を除く。), 法第63条, 一般高压ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。)第12条第2項第6号<u>及び</u>一般則第79条第2項, 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第77条第2項の規定による届出書又は報告書は, 消防長を経て市長に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は, 令和6年11月1日から施行する。